

議第四十号

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一四十四の項第一号中「第十条及び法第十一条」を「第十一条第一項」に改め、「登録」の下に「又は登録の更新」を加え、同項第二号中「の通知をする」を「又は登録の更新をした旨を通知する」に改め、同項第三号中「登録」の下に「又は登録の更新」を加え、同項第四号中「前号の」の下に「規定による」を加え、「拒否の通知をする」を「拒否等をした旨を通知する」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、同項第十号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 法第二十一条の五第二項の規定による動物に関する事項の届出を受けること。
別表第一四十四の項第十四号を次のように改める。

14 法第二十二條第四項の規定により動物取扱責任者研修の実施を委託すること。

別表第一四十四の項第十五号中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同項第十六号中「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、「第一種動物取扱業者に対し」を削り、同項第十七号中「第一種動物取扱業者に対し」を削り、同項中第三十四号を

第三十七号とし、第三十三号を削り、同項第三十二号中「特定動物飼養者に対し当該」を削り、同号を同項第三十六号とし、同項第三十一号中「特定動物飼養者に対し当該」を削り、同号を同項第三十五号とし、同項中第三十号を第三十四号とし、同項第二十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項中第二十八号を第三十二号とし、第二十七号を第三十一号とし、第二十六号を第三十号とし、同項第二十五号中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十四号中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、「前号の」の下に「規定による」を加え、同号を同項第二十八号とし、同項第二十三号中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

26 法第二十五条第一項の規定により必要な指導又は助言をすること。

別表第一四十四の項第二十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十号中「第二十四条の二の規定により」を「第二十四条の二の二の規定による」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十九号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「含む。」の下に「、法第二十四条の二第三項、法第二十五条第五項及び法第三十三条第一項」を加え、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

21 法第二十四条の二第一項の規定により必要な勧告をすること。

22 法第二十四条の二第二項の規定により前号の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第一四十四の項第十八号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に、「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第一種動物取扱業者に対し前二号の」を「第六号又は第十七号の規定による」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

18 法第二十三条第三項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により前二号の規定による勧告を受けた者がこれに従わなかった旨を公表すること。

別表第一四十四の項中「第三十号まで、第三十二号及び第三十三号」を「第三十四号まで及び第三十六号」に、「同欄第三十一号」を「同欄第三十五号」に、「同欄第三十四号」を「同欄第三十七号」に改める。

別表第一六十六の項第五号、第六号及び第八号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十一号を削り、同項中「第十一号」を「第十号」に、「すべて」を「全て」に改める。

（岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十八年岐阜県条例第二十号）の一部を次

のように改正する。

第二条第四号中「第二十六条第一項」を「第二十五条の二」に改める。

第十七条第一項中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「含む。」の下に「、第二十四条の二第三項、第二十五条第五項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十八条、第二十九条、第三十二条及び第三十三条第一項に規定する知事の権限に属する事務の処理については、なお従前の例による。

提 案 説 明

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定める等のため、この条例を定めようとする。